

諮問番号：令和元年度（処分）諮問第2号

答申番号：令和元年度（処分）答申第2号

## 答申書

### 第1 草津市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

本件事案は、審査請求人が、以下の経緯により平成30年8月22日付けで草津市長が行った市県民税減免不承認決定（以下「本件処分」という。）の取消しの裁決および市県民税減免を求めた事案である。

### 第3 本件審査請求に至った経過

- 1 処分庁は、平成30年6月11日付けにて、審査請求人が課税要件を充足したことから、審査請求人を納税義務者と定め、平成30年度市民税・県民税税額通知書の送付をもって平成30年度市県民税を課税した。
- 2 平成30年7月4日、審査請求人が、処分庁に対し、市県民税減免申請書および添付書類を提出した。
- 3 平成30年7月17日、審査請求人が提出した同意書に基づき、処分庁は、文書にて市内12金融機関へ預貯金調査を依頼した。
- 4 平成30年8月22日、上記3の調査を行った預貯金調査の結果が草津市市民税の減免に関する取扱要綱（平成8年草津市告示第178号。以下「本件要綱」という。）第9条第5項に定める預貯金合計額の要件を満たさなかったことから、処分庁は同日付けで市県民税減免決定通知書の送付をもって、本件処分を行った。
- 5 平成30年8月28日、審査請求人が処分庁を訪れ、処分庁が本件処分の理由および審査請求の案内を行った。

6 平成30年11月7日、審査請求人が本件審査請求を行った。

#### 第4 本件審査請求での審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 審査請求人の子供名義の口座は、大学の授業料の支払いに用いるために保有しているが、処分庁が減免審査を行う上でこのような預貯金も審査の対象とされている点が不服である。本件要綱中、減免の適用範囲として、①預貯金額を考慮要素としている点、②世帯全員の預貯金額を考慮要素としている点について違法または不当である。
- (2) 処分庁が減免審査を行う上で、審査請求人が住宅ローン債務を返済していることを考慮すべきである。住宅ローンは、生活費の一部であり、賃貸アパートや賃貸マンションの賃料に相当するものである。本件要綱中、減免の適用範囲の判断にあたり、住宅ローンの支払いについて考慮しないとしている点について、違法または不当である。
- (3) 処分庁が減免審査を行うにあたり、他市町の動向を加味しないことについては考慮すべきことを考慮していないので不当である。また、平等原則違反である。
- (4) ①処分庁は、市県民税の減免申請をする際に、審査請求人側の減免を申請するに至る理由や事情説明を一切聞き入れることなく審査手続を行っている、②処分庁における不承認決定における審査方法について、具体的に開示されることなく、納得いく回答がなされていない。担当者から前年年収1000万円であったものが年収200万円になる場合は減免になるケースがあるが、前年800万円あったものが失業により年収ゼロになる場合、減免にならないケースがあるとの説明があった。また、処分の理由についての呈示が不十分である。

##### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 草津市は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第323条に基づき、草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号。以下「本件条例」という。）第51条第1項において、市県民税の減免について定め、その詳細を草津市税規則（平成3年草津市規則第11号。以下「本件規則」という。）および本件要綱で定めている。

ア (ア) 「生活が著しく困難となる場合」(本件要綱第9条第2項)については、申請日の属する月およびその前3月間における申請人、配偶者および他の同居の親族(以下「申請人等」という。)の収入合計額の平均月額、当該申請日の属する月およびその前3月間における生活に必要な支出合計額の平均月額および預貯金合計額等により総合的に判断するものとする。

(イ) 「申請日の属する月およびその前3月間における申請人等の収入合計額の平均月額」(本件要綱第9条第2項)について検討するに、4月から7月までの収入合計額は128万円、所得税等の支出状況は4月から7月までの合計額で45万7300円であり、差し引きすると82万2700円であり、結局、平均月額は20万5675円となる。

(ウ) 「当該申請日の属する月およびその前3月間における生活に必要な支出合計額の平均月額」(本件要綱第9条第2項)は、審査請求人世帯の被保険者が3名であることから、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号・国税徴収法施行令に定める1か月における「生活扶助基礎額」は19万円となる(4か月分であれば76万円)。4か月分の生活扶助基礎額76万円と、審査請求人の収入合計額128万円から所得税等額45万7300円と生活扶助基礎額76万円を差し引いた金額の100分の20となる金額1万2540円の合算額である77万2540円に1.4を乗じた金額108万1556円を4で割った平均額が27万389円となる。

(エ) 上記のとおり「申請日の属する月およびその前3月間における申請人等の収入合計額の平均月額」(本件要綱第9条第2項)が20万5675円であり、「当該申請日の属する月およびその前3月間における生活に必要な支出合計額の平均月額」が27万389円であることからすると、申請日の属する月を含めた4か月間の収支勘定がマイナスである。

イ 本件においては、「前年中の所得に比し2分の1以下に所得が激減し、生活が著しく困難となり担税力が減少した者」(本件要綱第9条第1項第4号)の要件に該当しない。

すなわち「生活が著しく困難となる場合」(本件要綱第9条第2項)では、預貯金の合計額も考慮要素にされており、「生活に必要な預貯金合計額」とは、申請日における申請人等が保有する預貯金合計額が、前項(本件要綱第9条第4項)で算出した支出合計額に

12を乗じた額以内とする（本件要綱第9条第5項）とされている。

本件において本件要綱第9条第4項で算出される金額は、上記のとおり1月あたり27万389円であるところ、当該金額に12を乗じた額は324万4668円となる。審査請求人らが世帯で保有している預貯金合計額727万4960円の額を下回っている。

ウ 世帯内被保険者名義の預貯金を減免審査の要件とする根拠としては、「生活が著しく困難」となる場合（本件要綱第9条第1項第4号）について、申請日における申請人等が保有する預貯金等を含めて総合的に判断するものと位置付けられていることによる（本件要綱第9条第2項）。なお、「申請人等」とは、「申請人、配偶者および他の同居の親族（健康保険等により申請人と扶養関係にある者に限る。）」と定義されている（本件要綱第9条第2項および第3項）。

本件要綱では、「申請日における申請人等が保有する預貯金合計額」（本件要綱第9条第5項）と定めるのみであり、その預貯金の保有の目的に応じて対象とするか否かについて言及していない。預貯金についてはその使用用途が限定されているものではなく、財産処分の決定は自己意思の中でされるものであり、それを大学の授業料に使うかどうかは自己財産の範囲の中で本人により決定されるものである。他の納税者との均衡も失するものであり、減免を必要とする程度の強い公益性があると認められない。

(2) 「生活が著しく困難となる場合」（本件要綱第9条第2項）の要件該当性の判断として、上記のとおり「生活に必要な支出合計額」の判断がされるところ、本件要綱第9条第4項では「ただし、資産保有となる不動産等の借入金返済や貯蓄等の積立金は、支出額に含まないものとする。」とあり、住宅ローン返済はこれにあたる支出であることから、「生活に必要な支出」には該当しない。住宅ローン返済については、私人間契約の中で返済金支払い義務が発生しているものであり、当人意思に基づき、保有財産の財産処分を決定しており、税金等の支払いのように法的に義務付けられているものではなく、減免を必要とする程度の強い公益性があるものとはみられない。住宅ローン返済については、保有している金融資産が既に引渡しを受けている不動産財産へ変化しているものに過ぎない。

- (3) 法第323条に定める減免は市町村の条例に基づくものであり、預貯金調査等、上記に述べた基準による減免規定を設けている他自治体もあることから、草津市の減免規定は他市町と比べて、門戸の狭いものではない。
- (4) ①市県民税の減免申請をする際に処分庁側が減免申請を行う理由、事情説明を一切聞き入れることなく手続きがされたとの主張については、審査請求人が提出した市県民税減免申請書に基づいて、処分庁が本件条例、本件規則および本件要綱等の要件該当性を判断していることから、審査請求人の主張は理由がない。②処分の理由についての呈示が不十分であるという点については、本件処分の理由について、審査請求人に、市県民税減免決定通知書において「減免できない理由」と題して理由を示したり、審査請求人が処分庁を訪れた際に、本件要綱を示して説明を行っている。前年年収1000万円であったものが年収200万円になる場合は、減免になるケースがあるが、前年800万円あったものが失業により年収ゼロになるものが減免にならない場合があるとの説明はしていない。

## 第5 審理員意見書の要旨

### 1 結論

以下のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 理由

- (1) 市県民税を減免するかどうかについては、納税者の担税力を鑑み、市長の合理的裁量に委ねる趣旨と解される。
- (2) 多額の預貯金を保有しつつ市税の減免を受けることは社会通念にもそぐわないから、預貯金額を担税力審査に用いることには合理性がある。
- (3) 同一生計者の預貯金および現金の保有状況等を考慮して審査することは、当面の生活に支障のない者を減免の対象者から外すことを目的として、同一生計者の預貯金をも資産として考慮することであり、法第323条が、減免の適用対象について貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者と規定し、これには、生活保護法（昭和25年法律

第144号)に基づく扶助が含まれていると解され、生活保護法による扶助を受ける者は保有できる資産が制限されているのであるから、これに平仄を合わせるため、市県民税減免の要件として保有資産を考慮することは、合理的であると認められる。

なお、審査請求人は同居親族が大学の授業料に使うために預金を有していたと主張するが、本件要綱第9条第2項では預貯金の使途を限定していない。12か月分の最低生活費等を確保した預貯金の額について判断しており、それ以上の額の預貯金がある場合に減免を認めないことについては、生活保護法等の趣旨に鑑みても違法、不当とはいえない。

- (4) 審査請求人が住宅ローン債務を返済していることを考慮するか否かについて、本件要綱で預貯金額の検討事情から除外したからといって、市長の合理的裁量の逸脱、濫用とまではいえず、また不当とはいえない。
- (5) 住宅ローン債務があることを考慮しないこと、保有する預貯金を考慮することについて他市町との均衡を失するとまではいえず、また、他市町の状況から平等原則に反するとはいえない。
- (6) 処分庁は、本件要綱にそって判断するために、審査請求人に資料の提出を求めたところ、審査請求人は、平成30年7月4日付けで、市県民税減免申請書を提出し、平成30年分所得見積書、収入・資産申告書、同意書を提出しており、必要な資料の提出を行っており、手続不備とはいえない。また、審査請求人は、減免申請時の処分庁の各種書類の記入についての案内を問題視しているが、審査請求人の所得の状況については処分庁側で把握できるのであり、それに基づいて審査請求人の収入状況等が判断されており結論に影響はなく、何ら問題はない。
- (7) 処分理由の呈示が不十分であるという主張については、市県民税減免決定通知書で、不承認である旨の通知および不承認の理由について、本件要綱（本件要綱第9条第5項）を示しながら処分の理由を記載しており、処分の理由は明らかである程度に示されており、不服申し立ての便宜に必要な程度に理由の記載がされているので、違法、不当な点はない。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年 7月16日 諮問書の受理

令和元年 9月24日 口頭意見陳述および調査審議

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求については、審理員による審理手続が適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断について

#### (1) 本件処分の法令上の根拠

地方税法は、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる旨を定める（法第323条）。

これを受けて、本件条例は、市長は、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者等に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる旨定める（本件条例第51条第1項）。

これを受けて、本件規則は、当該年中の所得の見積額が前年中の所得に比し2分の1以下に減少し、市民税の納付が著しく困難であると認められる者に該当する者について、減免を定める（本件規則第39条第1項第4号）。

市県民税を減免するかどうかについては、納税者の担税力を鑑み、市長の合理的裁量に委ねる趣旨と解される。

#### (2) 本件処分の妥当性について

ア 預貯金の合計額を判断の一つとすることについて、市県民税減免の場面でも、公的救済を受けるものである以上、持てる資産を最低限度の生活の維持のために活用することが求められるのは当然であり、多額の預貯金を保有しつつ市税の減免を受けることは社会通

念にもそぐわないから、預貯金額を担税力審査に用いることには合理性がある。

世帯全員の預貯金額を考慮要素とすることについて、市長が、当該審査方法を採用する趣旨は、当面の生活に支障のない者を減免の対象者から外すことを目的として、保有資産を検討すべき要件とし、同一生計者の預貯金をも資産として考慮することにあると解される。

なお、審査請求人は同居親族が大学の授業料に使うために預金を有していたと主張するが、預貯金の使途によって除外する項目を設けるかどうかは市側の合理的裁量の範囲内に属するところであることから、違法または不当とはいえない。

イ 審査請求人は、住宅ローン債務の支払いについて、支出合計額の計算や預貯金額の検討において、考慮すべきとの主張を行っている。

公的救済を図るにあたり、生活に必要な支出合計額をどのような基準で検討するかということおよびどの程度預貯金の保有を認めるかは、財務状況、福祉政策の観点による裁量の問題であり、住宅ローンを支払っていくことは借入金の返済であるところ、借入金の支払いが終わったら、抵当権が附されていない完全な所有権を得ることになるため、資産形成の側面が大きいといえる。これについて、本件要綱で預貯金額の検討事情に含まないとして除外したからといって、市長の合理的裁量の逸脱、濫用とまではいえず、また不当とはいえない。

ウ 審査請求人は、草津市と他市町との均衡を考慮してほしい旨主張しているが、保有する預貯金を考慮することまたは保有する預貯金の額の算定にあたり住宅ローン債務を考慮しないことが、均衡を失するとまではいえない。また、他市町の状況から平等原則に反するとはいえない。

処分の理由についての呈示が不十分であるという主張については、市県民税減免決定通知書で、不承認である旨の通知および不承認の理由について、本件要綱（本件要綱第9条第5項）を示しながら処分の理由を記載しており、処分の理由は明らかである程度に示されており、不服申し立ての便宜に必要な程度に理由の記載がされているので、違法、不当な点はない。

### 3 付言



処分の理由の呈示等手続について、市県民税の減免申請をする際に処分庁側が減免申請を行う理由、事情説明を一切聞き入れてくれないと審査請求人は主張している。

処分庁は、本件要綱にそって、平成30年の審査請求人の所得の内容、収入、資産の状況（その種類、数額、資産の保有状況等）を考慮して判断するために、それにそった資料の提出を求めたところ、審査請求人は必要な資料の提出を行っている。

また、収入・資産申請書において処分庁が一部記載不要としたことや、減免申請書に記載の際、失業したことの確認や根拠を添付する等の処分庁の指示がなかったことについては、審査請求人の所得の状況については処分庁側で把握できるのであり、それに基づいて審査請求人の収入状況等が判断されており結論に影響はない。

とはいえ、処分庁は、手続きに瑕疵はないものの、今後、手続きに不明瞭な点がないよう、より一層、市民への適切な説明等を行い、丁寧な対応をすることが望ましいことを付け加えておく。

草津市行政不服審査会

委員（会長） 北村 和生

委員 中村 正哉

委員 三田村 愛